

【訪問看護ステーションしんえい 利用料金表】

(訪問看護 (医療保険について))

▼医療保険料金表

項目		料金	利用者負担			
			1割負担	2割負担	3割負担	
基本療養費Ⅰ※2 (看護師等※1:週3日まで)	看護師	5,500円	550円	1,100円	1,650円	
	准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円	
基本療養費Ⅰ※2 (看護師等※1:週4日以降)	看護師	6,550円	655円	1,310円	1,965円	
	准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円	
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門的な研修を受けた看護師による場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円	
基本療養費Ⅱ※2 (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	看護師等 ※1: 週3日まで	看護師	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		准看護師	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	看護師等 ※1: 週4日以降	看護師	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		准看護師	6,050円	605円	1,210円	1,815円
基本療養費Ⅱ※2 (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	看護師等 ※1: 週3日まで	看護師	2,780円	278円	556円	834円
		准看護師	2,530円	253円	506円	759円
	看護師等 ※1: 週4日以降	看護師	3,280円	328円	656円	984円
		准看護師	3,030円	303円	606円	909円
基本療養費Ⅲ		8,500円	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、その者の主治医から交付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金。			

機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の初日の場合	12,530 円	指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションであって、利用者に対して訪問看護基本療養費、及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っているものが、当該利用者に係る訪問看護計画書、及び訪問看護報告書並びに精神科訪問看護計画書、及び精神科訪問看護報告書を当該利用者の主治医に対して提出する。それとともに、当該利用者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行った場合に、訪問の都度、算定する。
機能強化型訪問看護管理療養費 2		9,500 円	
機能強化型訪問看護管理療養費 3		8,470 円	
訪問看護管理療養費		7,440 円	
機能強化型訪問看護管理療養費 1	月の 2 日目以降	3,000 円	
機能強化型訪問看護管理療養費 2			
機能強化型訪問看護管理療養費 3			
訪問看護管理療養費			

▼各種加算（加算の利用者様負担額は負担割合によって異なります。）

項 目	利用料金	項 目	利用料金
難病等複数回訪問加算 （ 1 日 2 回）※1	4,500 円	退院時共同指導加算	8,000 円
難病等複数回訪問加算 （ 1 日 3 回以降）※1	8,000 円	退院支援指導加算	6,000 円
24 時間対応体制加算 ※2	6,400 円	在宅患者連携指導加算	3,000 円
緊急訪問看護加算 （ 1 日につき）	2,650 円	乳幼児加算（ 1 日につき）	1,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	看護・介護職員連携強化加算	2,500 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000 円	複数名訪問看護加算 / 看護師等 （週 1 日）※1	4,500 円
特別管理加算	2,500 円	複数名訪問看護加算 / 准看護師 （週 1 日）※1	3,800 円
特別管理加算 （別に厚生労働大臣が定める 状態にあるご利用者）	5,000 円	複数名訪問看護加算 / 看護補助 者（週 3 日）※1	3,000 円
訪問看護情報提供療養費 1 （ 1 月につき）	1,500 円	複数名訪問看護加算 / 看護補助 者（ 1 日複数回）	1 日 1 回:3,000 円 1 日 2 回:6,000 円 1 日 3 回以上:10,000 円
訪問看護情報提供療養費 2 （ 1 月につき）	1,500 円	早朝・夜間訪問看護加算	2,100 円
訪問看護情報提供療養費 3 （ 1 月につき）	1,500 円		

在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000 円	深夜訪問看護加算	4,200 円
長時間訪問看護加算	5,200 円	特別管理指導加算	2,000 円
特別地域訪問看護加算	基本療養費の 50%		

※ 地域区分別の単価(10.84 円)を含んでいます。

※ 子ども医療受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証・自立支援医療受給者証・等をお持ちの方は受給者証に記載の金額となります。

その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、時間外に訪問した場合、交通費実費（タクシー代等）を請求いたします。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	サービス実施日の午前9時	キャンセル料は不要です
	サービス実施日の午前9時までにご連絡のない場合	1 提供当たり 1,000 円を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		